

平成30年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和元年6月

「平成 30 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注) 第 19 条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）。以下「法」という。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 30 年度の政策評価実施件数は、2,670 件（平成 29 年度実績：2,126 件）

○ 事前評価：1,605 件

- ・ 公共事業：1,237 件、租税特別措置等：117 件、規制：98 件 等

○ 事後評価：1,065 件

- ・ 目標管理型の政策評価：218 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：418 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価：338 件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後 5 年経過しても着手していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）及び政策の決定後 10 年経過しても完了していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、予算要求、事業の採択等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進：197 件、施策の改善・見直しを実施：21 件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映：202 件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更：10 件、測定指標を変更：61 件、達成手段を変更：18 件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進：390 件、事業の改善・見直しを実施：26 件 等

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「クールジャパンの推進」及び「農林漁業の 6 次産業化の推進」（勧告）
- ・ 「高度外国人材の受入れ」、「地籍整備の推進」及び「女性活躍の推進」（評価を実施中）

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った平成 31 年度税制改正要望に係る事前評価 59 件の内容を点検し、

その結果を取りまとめ、税制当局に提供するとともに関係する行政機関に通知した。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が平成 29 年度中（10 月以降）に実施した事前評価 77 件、事後評価 35 件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、通知した。

【公共事業に係る政策評価の点検】

各行政機関が実施した評価のうち、事前評価 7 件、事後評価 23 件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、関係する行政機関に通知した。

4 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）

○ エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

総務省では、政策評価を通じて、エビデンスに基づく政策立案、いわゆる EBPM を実践し、これらに関する各府省の取組を推進

【EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）】

- ・ EBPM に造詣の深い有識者を招き、政府における EBPM の推進に向けた課題について計 5 回の意見交換を開催し、平成 30 年 10 月に報告書を公表
- ・ エビデンス、政策プロセスの中での EBPM の取組例のほか、EBPM の定着に向けた条件整備のための検討課題を示唆

【関係府省・学識経験者との「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」】

- ・ 平成 30 年度においては、「IoT サービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策における広報」及び「訪日インバウンド施策」の 4 つのテーマを題材として、必要に応じデータ収集・調査を実施し、統計的手法等の活用により政策効果を分析する等の実証的共同研究を実施
- ・ 政策効果の検証に応用しやすい施策のタイプや、多様な検証の手法例を取り上げ、各府省の EBPM の取組に対するリーディングケースを提示（具体的な事例の発信）した。

【各府省の政策評価担当者に対する研修】

（中央研修・演習型）

- ・ 規制評価：規制の費用・効果の定量化、規制の検討段階からの評価の活用（平成 31 年 2 月）
- ・ 目標管理型評価：ロジックモデルの作成（平成 30 年 11 月）
→ 「目標管理型評価の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成 29 年度）」（平成 30 年 3 月）等の成果も活用

（中央研修・講義型）

政策評価に関する共通の理解と認識を有する職員の養成・啓発を目的として、主として本府省等の職員を対象に開催（平成 31 年 1 月）。「評価概論～考え方を楽しむ～」、「EBPM の実践と課題—EBPM を政策評価の中で活かすために」、 「EBPM の考え方と実践へのヒント」をテーマに講義

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 30 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 17 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 30 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 30 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
II 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について-----	13
III 政策評価等に関する計画、平成 30 年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	19
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	49

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 30 年度に評価書が公表されたものである。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_h30houkoku-3.html）に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。